

## 議第25号

### 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（法第5条第27項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。

(設備および運営に関する基準)

第2条 法第80条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 福祉ホームの設置者（以下「設置者」という。）は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な便宜を適切かつ効果的に提供すること。
- 2 福祉ホームの規模は、5人以上の人員が利用できるものとする。
- 3 構造および設備
  - (1) 福祉ホームの配置、構造および設備は、利用者の特性、採光、換気等の利用者の保健衛生および利用者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。
  - (2) 設置者は、居室、浴室、便所、共用室および管理人室を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。
  - (3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 居室

(ア) 定員は、原則として1人とする事。

(イ) 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とする事。

イ 浴室および便所は、利用者の特性に応じたものとする事。

ウ 共用室は、利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有するものとする事。

(4) 設置者は、福祉ホームの設備を当該福祉ホームの用途以外の用途に供しない事。ただし、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(5) 建物（利用者が日常生活を営むために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とする事。ただし、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該建物が次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建ての建物であつて、火災に対する利用者の安全が確保されているものと認めるときは、この限りでない。

ア 初期消火および延焼の抑制に資する構造または設備を有する事。

イ 火災の早期発見および通報の体制が整備され、円滑な消火活動が可能である事。

ウ 火災の際の円滑な避難が可能な構造および体制を有する事。

#### 4 職員

(1) 設置者は、福祉ホームの管理人（以下「管理人」という。）を置く事。

(2) 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有する者であつて、福祉ホームを適切に運営する能力を有するものとする事。

#### 5 サービスの提供

(1) 設置者は、利用定員を超えて福祉ホームを利用させない事。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(2) 設置者は、サービスを提供したときは、その都度、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録する事。

#### 6 利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等

(1) 設置者は、利用者に対し、次のいずれにも該当する金銭以外の金銭の支払を求めない事。

ア 当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものである事。

イ 当該利用者に支払を求めることが適当であるものである事。

(2) 設置者は、前号の規定により金銭の支払を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に交付するとともに、その内容を説明し、当該利用者の同意を得る事。

ア 当該金銭の使途および額

イ 当該利用者に金銭の支払を求める理由

#### 7 運営規程の整備

(1) 設置者は、福祉ホームの運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 福祉ホームの目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 利用定員

エ 提供するサービスの内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額

オ 福祉ホームの利用に当たっての留意事項

カ 非常災害対策

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他福祉ホームの運営に関する重要事項

#### 8 人権への配慮等

(1) 設置者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

#### 9 衛生管理

(1) 設置者は、利用者の使用する設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 10 非常災害対策

(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。

(2) 管理人は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 管理人は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に職員に周知すること。

(4) 管理人は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

#### 11 記録の整備

(1) 設置者は、設備、職員および会計に関する記録を整備すること。

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第2号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第13項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第14項第2号の規定による苦情の内容等の記録

## 12 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

## 13 事故発生時の対応

- (1) 設置者は、利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の家族、県、市町等に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、前号の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。
- (3) 設置者は、利用者へのサービスの提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

## 14 苦情への対応

- (1) 設置者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、前号の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。
- (3) 設置者は、その提供したサービスに関し、県または市町から指導または助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (4) 設置者は、県または市町から求めがあったときは、前号の改善の内容を県または市町に報告すること。
- (5) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

- 15 設置者は、市町、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。